

ユニット型短期入所生活介護・ユニット型介護予防短期入所生活介護事業者運営規程  
(ユニット型介護老人福祉施設 桜花台園併設事業所)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人景福会が開設するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホーム桜花台園に併設する、老人短期入所事業 桜花台園（以下「事業所」という。）が行うユニット型短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護ならびに特別養護老人ホーム桜花台園の空床を利用するユニット型短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定ユニット型短期入所生活介護及び指定ユニット型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「職員」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定ユニット型短期入所生活介護及び指定ユニット型介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業所は利用者の一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるように配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。加えて要支援状態の利用者に対しては、その心身機能の維持回復を通じてその生活機能の維持または向上を目指した支援を行う。
  - 3 利用者の日常生活の支援にあたっては、一人一人の自律的な生活様式と生活習慣を尊重する。そして入居者がそれぞれの役割を持って生活が送れるように配慮する。
  - 4 事業所は利用者のプライバシーを確保する。そして利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、利用者の身体拘束を行ってはならない。
  - 5 事業所は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う。関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険事業所その他の医療・福祉サービスの事業者と密接な連携を保つ。
  - 6 事業所はサービスの質の向上を図るため、国が定める自己評価を行うと共に、外部からのサービス評価を受け結果を公表する。また評価結果に基づき必要な改善を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通り。

- 1 名称 老人短期入所事業 桜花台園
- 2 所在地 久留米市高良内町字丸深田3919-7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 勤務する職員の職種、職務内容は次の通り。事業に従事する職員は、併設の特別養護老人ホームの職員と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（併設特別養護老人ホーム 桜花台園の施設長と兼務）。事業所の職員の管理

及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 医師 1名（嘱託）。利用者の健康管理、療養指導等を行う。
  - (3) 生活相談員 1名（兼務）。利用者の生活相談、介護等に当たる。
  - (4) 看護職員 看護婦1名（常勤で併設特別養護老人ホーム又は小規模多機能型居宅介護と兼務）。利用者の健康管理、介護、機能訓練等にあたる。また予防サービスの計画作成・実施・評価等にあたる。
  - (5) 機能訓練指導員 看護職員1名（兼務）。利用者の機能訓練、介護等にあたる。また予防サービスの計画作成・実施・評価等にあたる。
  - (6) 介護職員 3名以上。利用者の入浴、排泄、食事等の介護、利用者の趣味活動を含むアクティビティー、その他の日常生活上の世話および予防サービスの実施にあたる。
  - (7) 管理栄養士 1名（常勤で併設特別養護老人ホームと兼務）。利用者の食事の管理、栄養指導に従事する。
  - (8) 調理員 利用者の食事の提供にあたる。
- 2 職員の員数は、国が定める配置基準と必要数を下回らない職員を置く。なお事業所は利用者に対して利用者の負担で、職員以外の者による介護を受けさせてはならない。ただしアクティビティーなど、介護以外のものについてはこの限りではない。
  - 3 利用者に適切なユニット型短期入所生活介護とユニット型介護予防短期入所生活を提供するため次の職員配置を行う。ただし空床利用については特別養護老人ホームのユニット毎の勤務体制に従う。
    - ① 日中は、ユニット毎に常時1名以上の介護職員または看護職員を配置する。
    - ② 夜間、深夜においては、ユニットに1人以上の介護職員または看護職員を夜間及び深夜の勤務者として配置する。
    - ③ 看、介護職員の常勤総数の割合を75%以上に配置する

（利用定員、ユニットの数、ユニット毎の利用定員）

第5条 特別養護老人ホーム桜花台園併設分の定員、ユニット数、ユニットの定員は2項から4項の通り。特別養護老人ホーム桜花台園の空床利用の分については5項の通り。

- 2 併設分：利用定員は10名
- 3 併設分：ユニットの数は1ユニット
- 4 併設分：ユニット毎の入居定員は10名
- 5 空床利用分：特別養護老人ホーム桜花台園の定員20名以内

（指定ユニット型短期入所生活介護と指定ユニット型介護予防短期入所生活介護の内容）

第6条 指定ユニット型短期入所生活介護と指定ユニット型介護予防短期入所生活介護は、利用者が自らの生活様式や生活習慣に沿って自律的な日常生活が送れるように、必要なサービスを一日の生活の流れの中で提供する。サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 介護 利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
  - ① 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活が送れるよう、適切な方法により入浴の機会を提供する。ただしやむを得ない場合には、清拭をもって入浴の機会の提供に代える。

- ② 利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
  - ③ オムツを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのオムツを適切に取り替える。
  - ④ 利用者に褥創が発生しないよう適切な介護を行うと共に、その発生を防止するための体制を整備する。
  - ⑤ 事業所は前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に介護する。
- (2) 食事の提供 栄養並びに入居者の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- ① 利用者の心身の状況に応じ、食事の自立について適切かつ必要な支援を行う。
  - ② 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供すると共に、その心身の状況に応じ、できる限り自立して食事を摂れる余裕のある食事時間を確保する。
  - ③ 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。
- (3) 社会生活上の便宜提供等 利用者の嗜好と意向に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動の機会を提供すると共に、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援する。また事業所は常に利用者の家族との連携を図るよう努める。
- (4) 機能訓練や介護予防に役立つトレーニング等 入居者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復、またはその悪化を防止するための訓練を行なう。
- (5) 健康管理 入居者の健康状態に注意し、必要に応じ健康維持のための適切な措置をとる。

(利用料等)

- 第7条 指定ユニット型短期入所生活介護または指定ユニット型介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし当該指定ユニット型短期入所生活介護または指定ユニット型介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に対応する。
- 2 前項に定める介護保険対象の費用の他、自費で利用者から次の費用の支払を受ける。ただし負担限度額認定を受けている利用者の場合、宿泊費と食費に関してはその認定証に記載している負担限度額を利用者から徴収する。
- ① 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに50円。
  - ② 滞在に要する費用（宿泊費） 1日当り 2,066円（基準費用額）
  - ③ 食事の提供に要する費用（食費） 1日当り 1,445円（基準費用額）  
（朝食 399円 昼食 523円 夕食 523円）
  - ④ 理容代として、1回当たり 散髪 1,000円
  - ⑤ 美容代として、1回当たり 要した費用の実費
  - ⑥ その他、利用者の希望で購入する日常生活品等の実費
  - ⑦ テレビ等家電の持ち込み使用料金について 1台につき1日当り 50円
- 3 事業所は法定代理受領サービスに該当しない指定ユニット型短期入所生活介護または指定ユニット型介護予防短期入所生活介護を提供した際に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定ユニット型短期入所生活介護または指定ユニット型介護予防短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額または介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 事業所が利用者から費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定

代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書)を利用者に交付する。

- 5 第1項、第2項の費用の支払いを受ける場合、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けること。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、久留米市及び広川町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定ユニット型短期入所生活介護または指定ユニット型介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) サービス利用にあたっての変更は、すみやかに事業所に届け出なければならない。届け出は電話、伝言、文書等による。
- (2) 伝染性の疾患(他者に感染のおそれのある疾患も含む)を患った時は、事業所に届け出る。そしてサービス利用の可否は、主治医の指示に従う。
- (3) 火気の取扱いには常に注意する。
- (4) 故意に器物及び設備を破損し、または許可なく園外に持ち出さない。
- (5) 許可なく食物や飲み物を外部より持ち込み飲食しない。
- (6) 他の入居者の迷惑にならないよう配慮する。宗教・政治・営利活動を行うことはできない。
- (7) 喫煙については、職員に場所等を相談する。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業所は利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた時は、すみやかにその家族ならびに主治医もしくは協力医療機関等に連絡すると共に、受診の援助等の措置を講ずる。またその状況を当該利用者が利用中の他の居宅サービス事業者等にも連絡し必要な調整を行う。職員は管理者に状況を報告し必要な指示を受けると共に、管理者は適宜必要な措置を講ずる。なお緊急時の状況の報告だけでなく、講じた措置および結果についても家族等の関係者に報告を行う。そして全ての経過に関し記録を残す。

- 2 事業所は利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。
- 3 事業所は事故の発生またはその再発を防止するため、事故対応マニュアルの整備、リスクマネジメントの体制の確立、事故防止のための職員研修実施に努める。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第12条 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に一回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

(非常災害対策)

第13条 事業所は非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害・地震等の災害に対処するための計画）を立てておく。そして非常災害に備えるため定期的に消防機関への通報、避難、救出、その他必要な訓練を行う。また日頃から地域住民との連携を図り、火災等の際に避難等の協力が得られるような体制作りに努める。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について社会福祉法人景福会の個人情報の取り扱い規程、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。職員は業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2ヵ月以内
  - ② 継続研修 年4回
- 2 地域に開かれた施設として地域の住民やボランティア団体等との連携や交流に努める。さらに久留米市との密接な連携の下、市が実施する介護相談事業等の各種事業（地域住民や団体等の事業も含む）を受け入れる。
- 3 サービスの質の向上を図るため、国が定める自己評価を行うと共に、外部からのサービス評価を受け、結果を公表する。また評価結果に基づき必要な改善を行う。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成18年10月1日から施行する。
2. この規程は、平成21年 4月1日から改定する。
3. この規定は、平成24年 4月1日から改定する。
4. この規定は、令和 4年11月1日から改定する。
5. この規定は、令和 6年 4月1日から改定する。
6. この規定は、令和 6年 8月1日から改定する。